

第5章 アラブ諸国の政治変動に対するトルコの影響

今井 宏平

はじめに

2010年末から現在に至る「アラブの春」による一連の混乱と改革は、良くも悪くも中東におけるトルコの存在感を際立たせた。2011年において、トルコは「アラブの春」が起こったチュニジアやエジプトの改革のモデルとみなされ、レジェップ・タイイップ・エルドアン（Recep Tayyip Erdoğan）首相やアフメット・ダーヴトオール（Ahmet Davutoğlu）外相の演説に多くの政府関係者、民衆が耳を傾けた。しかし、2012年になるとトルコは改革のモデルではなく、「アラブの春」に端を発したシリアにおける混乱の最前線に位置する国家として認知されるようになった。

本稿は、トルコのチュニジア、エジプト、リビア、シリアに対する対応を概観したうえで、トルコを改革のモデルとする「トルコ・モデル」と、ダーヴトオール外相が主導する公正発展党（Adalet ve Kalkınma partisi: 通称 AK parti）の外交政策、いわゆる「ダーヴトオール・ドクトリン」の変容について検証する。「ダーヴトオール・ドクトリン」は、地域秩序と国際秩序の安定化に貢献することをその目的とし、手段としてソフトパワーに基づく威信政策と、援助政策や貿易の拡大といった非安全保障分野における実利的な政策を用いてきた。2011年前半に多くの報告書や新聞で使用された公正発展党の「トルコ・モデル」は、まさにソフトパワーに基づく威信政策であり、「ダーヴトオール・ドクトリン」の路線に沿ったものであった。ただし、「トルコ・モデル」のチュニジアやエジプトへの適用もイスラームのあり方をめぐって解釈の違いがあり、必ずしも成功しているとはいえない。また、リビアとシリアに対するトルコの対応は、「ダーヴトオール・ドクトリン」の路線に必ずしも沿うものではなかった。以下では、これらの要因を明らかにしていきたい。

1. トルコの「アラブの春」への対応

まず、この節においては「アラブの春」に端を発する権威主義体制の崩壊、または内戦の激化に際して、トルコがどのような対応をとったかを概観する。

（1）チュニジアとエジプトに対するトルコの対応

チュニジアでのベン・アリー政権崩壊に際して、公正発展党が事前に講じた策はほとんどなかった。しかし、ベン・アリー政権崩壊後はいち早く民衆支持を打ち出し、トルコが

チュニジアの民主化の1つのモデルと成り得ることを示唆した。これに対し、イスラーム政党であるナフダ党の党首でベン・アリーの前大統領に代わり暫定大統領を務めたラシード・ガンヌーシーが「トルコの保守民主主義の経験は、チュニジアにとって1つのモデルとなる」と発言したことで「トルコ・モデル」の議論が活発になった¹⁾。

一方、エジプトでの民衆蜂起に際して、エルドアン首相はアメリカのオバマ大統領と2011年1月30日に電話会談を行い、ムバーラク大統領に退陣を要求することを確認した。そして、2月1日にエルドアン首相はムバーラク大統領と電話会談し、直接退陣するよう促した²⁾。ムバーラク政権崩壊後、ムスリム同胞団の政党として自由公正党が設立され、エジプトにおいても「トルコ・モデル」の議論が起こった。

＜表1：トルコとエジプト、チュニジアの政府高官の訪問＞

2011年1月30日	エルドアン首相とオバマ大統領がエジプトについて電話会談
2月1日	エルドアン首相がムバーラク大統領に退陣するよう促す
2月22日	ダーヴトオール外相がチュニジアを訪問、ガンヌーシーと会談
3月3日	ギェル大統領がエジプトを訪問、ムスリム同胞団の指導者層と会談
4月10日	ダーヴトオール外相がエジプトを訪問
8月11日	エジプトのアムル外相がトルコを訪問し、エルドアン首相、ギェル大統領と会談
9月12～15日	エルドアン首相がリビア、エジプト、チュニジアを訪問
2012年1月10～11日	チュニジアのアブドゥスセラム外相がトルコを訪問
10月1日	ムルシー大統領が公正発展党の総会に出席
11月17～18日	エルドアン首相と5人の閣僚がエジプトを訪問

(トルコ主要紙を参考に筆者作成)

(2) リビアに対するトルコの対応

公正発展党のリビアに対する対応は、チュニジアとエジプトの事例に比べてより直接的であった。その理由は、2011年3月24日に北大西洋条約機構(NATO)が安保理決議1973を受けてリビアに介入することを決定したためであった。エルドアン首相は3月1日にカッザーフィー(カダフィ)に電話で退陣を迫ったが、カッザーフィーと反政府勢力の間の抗争が激化したため、トルコはNATOの1国として軍事作戦に参加することになった。しかし、同胞のムスリムに対する攻撃によって国内世論、中東地域における影響力低下を懸念した公正発展党政権は、空爆には関与せず、(i) 人道的援助を供給するためのベンガジ空港の取り締まり、(ii) 飛行禁止区域の取り締まり、(iii) トルコ海軍(4隻の軍艦・1隻の

潜水艦・1隻の援助艦)による地中海のベンガジとクレタ間の海路警備、を実施すると発表した。4月5日にNATOのアナス・フォー・ラスムセン事務総長がトルコを訪問し、エルドアン首相などと会談した際、トルコ政府はリビア攻撃に関して、(i)リビアの領土保全、(ii)リビア市民の安全の確保、(iii)市民虐殺の停止、(iv)最終的にリビアの正常化、という4点を強調した。6月29日にトルコ政府は飛行禁止区域の取り締まりにも参加しないことを発表し、人道援助と海路警備の活動にだけ参加することとなった。

(3) シリアに対するトルコの対応

シリアにおいて2011年3月15日に初めての反政府デモが起こったが、シリアと極めて友好的な関係にあったこと、当時はリビアに対する対応を迫られていたことからトルコのシリアに対する対応は鈍かった。3月末にようやくエルドアン首相がバシヤール・アサド大統領に国民の要求を聞き入れるよう電話で説得したこと、ハカン・フィダン(Hakan Fidan)国家情報局長とアサド大統領が会談することを発表した³。当初は両国の友好関係を理由に、シリアの混乱解決に自信をみせていたトルコだったが、(i)アサド政権が約束しながらも一向に改革に着手しなかったこと、(ii)2011年4月末から難民がトルコ国境に押し寄せ始めたこと、を受け次第にシリアに対する信頼感が損なわれていった。トルコ政府はこの状況を打開すべく、同年8月9日にダーヴトオール外相をシリアに派遣した。ダーヴトオール外相はアサド大統領と6時間半にわたって会談し、「貴方は安全が保障されてから改革を実行すると述べているが、そんな日はやってこない。改革は1カ月後や1週間後ではなく、今日中に始めなければならない」と説得し、まずはシリア国民に対する武力弾圧をやめるよう強く迫った⁴。アサド政権は、ダーヴトオール外相の訪問直後にハマー県から軍隊を撤退させ、改革案も提示したが、すぐに反体制派への軍事行動が再開された。このため、8月後半から、エルドアン首相、アブドゥッラー・ギュル(Abdullah Gül)大統領、ダーヴトオール外相が揃ってシリアへの激しい批判を展開するようになった⁵。そして、2011年9月22日に武器輸出禁止措置、11月30日に9項目の経済制裁を実施することを発表した。ダーヴトオール外相は、「2011年1月からトルコは何度もシリアに改革を行うように働きかけてきたが、状況は改善せず、アサド政権はもはやシリア国内で正当性を失った」と批判した。また、同年10月18日にトルコは反アサド政権の立場をとるシリア国民評議会を正式に承認し、12月14日にシリア国民評議会の事務所をイスタンブルに開設することを決定した。

2. 「トルコ・モデル」の類型

「アラブの春」において、イラン、サウジアラビア、トルコをモデルとするモデル論がある種の流行となった⁶。ここでのモデルは「デモンストレーション効果」に相当するものである。デモンストレーション効果とは、もともと「購買意欲や購買活動が他者からの影響を受けること」という経済学の概念であったが、サミュエル・ハンチントンが（民主化の）『第三の波』の中でそれを援用し、ある成功例が（i）類似の問題を抱える国家の先例となる、（ii）ある成功例が問題を解決する処方箋となりうることを示唆する、（iii）ある成功例が強固で魅力的な政治文化のモデルとみなされる、と政治学的に定義し直した概念である⁷。「トルコ・モデル」の議論は、「アラブの春」において突然生じたものではなく、「アラブの春」のケースを含めてこれまで歴史的に4回トルコや他国の政策決定者たちによって議論されてきた（表2参照）。

＜表2：4つの「トルコ・モデル」の比較＞

類型／項目	対象地域	成功例	スタンスと主な活動	支持者
ケマル主導モデル	イラン、パキスタンを含む中東	西洋化、世俗主義、 上からの民主主義	積極的でない 首脳会談 成功例を提示	軍部、世俗主義者 (特にエリート)
オザル主導モデル	中央アジア・南コーカサス・バルカン半島	市場経済、世俗主義、 西洋との良好な関係、 民主主義	積極的 テュルク系諸国会議 中央アジア援助機関 TİKAによる援助	一部のジャーナリスト アメリカのシンクタンク
アメリカ主導モデル	中東	民主主義と（穏健派） イスラームの両立	積極的（アメリカ） 中東の民主化支援	アメリカ政府高官 一部のエルドアン側の側近
公正発展党主導モデル *特にその正当性 調達過程に注目	中東	市場経済、民主主義と イスラームの両立、 政軍関係の逆転	積極的ではない 首脳会談 成功例を提示	(これまで周辺に位置 づけられてきた)一般市民、 経済界

(筆者作成)

第1のモデルはトルコ独立の父であり、初代大統領のムスタファ・ケマル(Mustafa Kemal)主導のモデルで、ケマルの西洋化、近代化政策、特に1931年5月の共和人民党大会で採択された共和主義、国民主義(国民国家化)、人民主義(諸団体の連帯と協調によって階級意識を乗り越える)、世俗主義、国家資本主義、革命主義(改革の実行)という「6本の矢」

を他国が参考にすることを意味した。端的に言うと、ケマルのモデルは権威主義国家における「上からの民主化」⁸と世俗主義の徹底の成功例であった。

第2のモデルは1983年から89年まで首相、89年から93年まで大統領を務めたトゥルグット・オザル（Turgut Özal）が主導したもので、彼が進めていた新自由主義経済をソ連崩壊後に建国された新興諸国に採用するよう、また「テュルク」という民族性とイスラームという共通の宗教を拠り所とするトルコを国際社会における「先輩」として見習うよう促すものであった。トルコはトルコ国際協力機構（TİKA）を通じた援助、フェットウフッラー・ギュレン（Fethullah Gülen）教団など草の根運動と連帯してトルコ語学校の設立を実施した。しかし、中央アジアに十分な財政支援を行えるだけの経済力がトルコになかったこと、中央アジア諸国が長い間ロシアの影響力を受けてきたために「テュルク」という民族性が希薄だったこと、中央アジアの指導者たちのギュレン運動への警戒感などからこの試みは失敗に終わった⁹。

第3のモデルは、2003年のイラク戦争後にアメリカをはじめとした西洋諸国が推奨したものであった。西洋諸国はイデオロギー的にオサーマ・ビン・ラーデンなど急進的なイスラーム主義者たちに対抗するため、トルコを「イスラームと民主主義両立のモデル」と見なし、中東民主化計画の重要なパートナーとした¹⁰。しかし、アメリカ主導の中東民主化計画はアンチ・アメリカニズムの高まりによって挫折し、同時にトルコをモデルとする案もその正当性を失った。

「アラブの春」に際して起こった「トルコ・モデル」は第4のモデルに当たる。このモデルの中核となっているのが、公正発展党の正当性調達過程（いくつかの点はそれ以前の親イスラーム政党から実施されていた）である。オリヴィエ・ロワは、公正発展党が他のイスラーム政党のモデルとなる理由を、(i) 近代的な政党化、(ii) 1部の敬虔なムスリム以外の人々も支持層に取り込む、(iii) 宗教的規範を保守的な価値観に置き換える、(iv) 新自由主義への対応、(v) 憲法、議会、選挙を通じた国民の承認獲得、に求めている¹¹。ロワの指摘に加えて、公正発展党が(vi) 外圧または民主化によって軍部の抑制に成功している点、(vii) 弱者救済を積極的に行っている点もモデルとみなされる要素である。上述した3つのモデルが主として国政を運営する政策決定者のみをその対象としていたのに対し、第4のモデルは軍部をはじめとする世俗的な権威主義者、ムスリム同胞団などのイスラーム主義者、一般大衆をその対象とする。世俗的な権威主義者にとっては、「上からの民主化」とイスラーム主義者の政治システムへの取り込みを検討するうえで示唆を与える。イスラーム主義者にとっては公正発展党の手続き的民主主義(選挙)による正当性調達と、イスラームと民主主義の両立、経済発展が政権を獲得し、国家を運営するうえで貴重な教

訓となる。一般大衆は公正発展党の正当性調達過程よりも、経済発展による恩恵、民主化の拡大といった改革による結果により魅力を感じている。

3. 公正発展党の正当性調達過程

この節では、公正発展党の正当性調達過程についてももう少し詳しく見ていきたい。

(1) 近代的な政党化

トルコにおけるイスラーム政党の起源は 1970 年のネジメッティン・エルバカン (Necmettin Erbakan) による国民秩序党の設立に遡る¹²。エルバカンが率いた政党は、国民秩序党 (70 年設立、71 年解党)、国民救済党 (72 年設立、81 年解党)、福祉党 (83 年設立、98 年解党)、美德党 (97 年設立、2001 年解党) というように解党と新たな党の設立を繰り返してきた。現在は、2001 年に美德党が解党する際に古参幹部が中心となりエルバカンの路線を踏襲した至福党と、若手議員が中心となりエルバカンの路線を放棄した公正発展党に分裂している。公正発展党は自分たちのことをイスラーム政党とはみなしておらず、イスラームにシンパシーを感じる親イスラーム政党と位置づけている。

(2) 一部の敬虔なムスリム以外の支持層の拡大

一部の敬虔なムスリム以外の人々を支持層に取り込むことも、90 年代の福祉党の時代に政策に盛り込まれた。福祉党の政策の軸はそれまでのイスラーム政党と同様に、エルバカンが提唱した「国民の視座 (Milli Görüş)」であった。しかし、福祉党の指導層は「国民の視座」だけでは多くの大衆票を集めることができないと考え、新たに「公平な秩序 (Adil Düzen)」をスローガンとして使用し始めた。「公平な秩序」は、社会的連帯、浪費の抑制、税制の公平性、国家財政の公平な分配、利子の廃止など経済配分の公平性を目指すもので、新自由主義によって社会格差が広がったことを背景に、広範な支持を得ることに成功し、福祉党躍進の一要因となった¹³。

(3) 宗教的規範から保守的な価値観へ

トルコにおいて、宗教的規範を保守的な価値観に置き換えた事例は、公正発展党が打ち出した「保守民主主義」の概念に見ることができる。公正発展党の指導層が公正発展党をイスラーム政党と定義されるのを否定していることは上述したが、公正発展党の指導層は公正発展党をエルバカンのイスラーム政党よりも、50 年代にアドナン・メンデレス (Adnan Menderes) が率いた民主党とオザルが率いた祖国党に近い中道右派の保守政党であると位

置づけている。その中核にある考えが、エルドアン（Erdogan）の側近の一人であるヤルツン・アクドアン（Yalçın Akdoğan）によって定義された「保守民主主義」である。「保守民主主義」の特徴は、和解（過去と現在、伝統と近代、宗教と国家、社会と国家、イスラームと民主主義、秩序と自由、道徳性と合理性、外交と内政といった二項対立の両立）、権威主義と全体主義の否定、人民主権、法の原理とされる¹⁴。アクドアンは保守主義に関して、「保守主義という言葉は、段階的変化と、道徳や家族の価値といった恒久的なものに対する政治的な態度を意味する。公正発展党は革命のようなドラスティックな変化ではなく、そうした段階的変化と価値観を重視する」と説明している¹⁵。トルコにおける保守主義で重視されるのがイスラームとオスマン帝国の歴史である。トルコの一部のエリート層は完全に世俗化しており、イスラームの信仰は形式的なものになっているが、トルコにおいても地方はもちろんのこと、都市部でもイスラームを熱心に信仰する人々が多数存在している。こうした圧倒的多数の庶民にとって、公正発展党が提唱する保守民主主義は魅力的であった。また、オスマン帝国の歴史に関しては負の遺産とする見方がエリートの中では強かったが、その豊かな歴史は多くの市民に影響を及ぼし続けた。

（4）新自由主義経済への対応

トルコは1980年1月から新自由主義を経済政策として採用してきた。フアット・ケイマンとズィヤ・オニシュは、これまでのトルコの新自由主義政策を3つに時期区分している¹⁶。第1期は1980年から89年7月までの、IMF、世界銀行、他のOECD諸国がトルコの経済構造の変容を促した「規制撤廃」の時期である。その中心となったのがオザルと、「アナトリアの虎（Anadolu Kaplanları）」と呼ばれるアナトリア地方のイスラームの教えに敬虔で若い世代の中小企業であった。オザルは新自由主義を進めたが、80年代から90年代にかけては経済的弱者にセーフティーネットが張られておらず、新自由主義経済は貧富の差を拡大させる結果となった。

第2期は1989年8月から2001年2月までの「偽りの変容と制度的危機」の時代である。IMFは1994年の金融危機後に時折トルコ経済に介入したが、EUは1999年にトルコが正式な加盟交渉候補国となるまでトルコとの関係は限定されていた。この時期トルコは、内政は連立政権で不安定であり、経済は短期資金が流入し、負債が増加した。そしてこの経済状態の悪化が、2000年11月と2001年2月の「双子の危機」をもたらすことになる。当時は民主左派党を中心とした連立政権であったが、ビュレント・エジェビト（Bülent Ecevit）首相は世界銀行で働いていたケマル・デルヴィシュ（Kemal Derviş）を国家経済大臣に指名し、経済の立て直しを図った。

第3期はデルヴィシユが打ち出した、IMFと世界銀行と密接な協力を行うことを前提とした「強い経済に向けたプログラム」に沿った再規制の時期である¹⁷。デルヴィシユは2002年11月の選挙で連立政権が崩壊したためにその職を退任したが、この「強い経済に向けたプログラム」は公正発展党に引き継がれた。「強い経済に向けたプログラム」で特に重要なのは、2001年に中央銀行が法的に独立したことであった。これにより中央銀行は政府からある程度独立して経済政策を立案することが可能となった。また、トルコは2004年に正式にEU加盟交渉国となり、EUの政策がトルコ経済に影響を及ぼすようになった。「強い経済に向けたプログラム」の成功により、トルコのGDPと一人当たりのGDPは表3のように、リーマンショックの影響を受けるまで確実に増加し、2011年から再び増加に転じている。また、トルコへの海外直接投資の流入は2008年まで非常に活発であり、トルコの海外直接投資も2008年まで順調に増加していた。

＜表3：トルコのGDP、一人当たりのGDP、トルコへの海外直接投資の流入、トルコの海外直接投資（単位は10億ドル（一人当たりのGDPのみ単位はドル））＞

項目／年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
GDP	304	393	483	530	647	730	614	735	773
一人当たりのGDP	8861	10237	11464	12961	13946	15057	14452	15616	16885
直接投資の流入	2.785	10.031	20.185	22.047	19.504	8.411	9.084	-----	-----
トルコの直接投資	0.78	1.064	0.924	2.106	2.549	1.553	1.464	-----	-----

(Trading Economics; UNCTADの投資国プロフィール：トルコを参照し、筆者作成)

しかし、公正発展党が経済において正当性を調達したのは単にGDP、一人当たりのGDP、投資が伸びたためではない。オニシユが指摘しているように、公正発展党が新自由主義に適応しながらも国家規制を行い、表4のように教育費や保険費といった中間層や貧困層に対する公共サービスの支出を増やしたことが公正発展党の広範な支持につながっている¹⁸。

＜表4：GDPにおける軍事費・教育費・保険費の割合＞

項目／年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
軍事費	3.89	3.39	2.78	2.5	2.18	2.04	2.04	2.3	2.08	2.10
教育費	3.18	3.18	3.3	3.2	3.1	3.2	3.4	4.9	3.7	4.0
保険費	3.72	3.8	3.93	3.9	3.87	4.05	4.33	5.02	4.43	4.28

(Kamu Harcamalarını İzleme Platformuを参照し、筆者作成)

(5) 憲法、議会、選挙における国民の承認獲得

公正発展党はこれまで3回の総選挙(2002年、2007年、2011年)と2回の地方選挙(2004年、2009年)でいずれも勝利し、10年以上単独与党の座にある(表5参照)。

〈表5：2002年～2011年における総選挙・地方選挙における得票率〉

政党	2002年総選挙	2004年地方選挙	2007年総選挙	2009年地方選挙	2011年総選挙
公正発展党	34.28% (367)	41.7% (58)	46.6% (341)	40.11% (45)	49.92% (326)
共和人民党	19.4% (178)	18.3% (9)	20.9% (112)	28.18% (13)	25.96% (135)
民族主義行動党	8.34%	10.1% (4)	14.29% (71)	14.66% (10)	13.00% (53)
クルド系政党	6.23%	5.1% (5)	5.2% (26)	5.04% (8)	6.63% (36)
至福党	2.48%	3.9%	2.3%	4.76%	1.24%
民主左派党	1.22%	2.1% (3)	(共和人民党と連立)	2.44 (2)	0.25%
民主党(正道党)	9.55%	9.95%	5.4%	2.23% (1)	0.65%

(筆者作成。括弧は総選挙が獲得議席数、地方選挙が勝利した県の数である)

公正発展党は、世俗主義の徹底と西洋化を目指す一部の国家エリート(中心)による圧倒的多数の敬虔なムスリム、農民、アナトリア地域の実業家など(周辺)に対する支配の構造を、EU加盟交渉による外圧、周辺層の浮動票獲得による選挙での大勝、経済の立て直し、社会福祉、市民社会運動との連帯によって、これまでの周辺が中心となる構造に転換させることに成功した¹⁹。

(6) 外圧または民主化による軍部の抑制

外圧または民主化による軍部の抑制とは、トルコの文脈ではEU加盟交渉によって軍部の権限が縮小したことを指す。軍部はEU加盟交渉が実施される以前の「上からの民主化」においては民主化のために主導的な役割を果たしたが、EU加盟交渉による外圧的な民主化においては、以下のように自身が改革の対象の一つとなった。

＜表6：EU加盟交渉のための国内改革による軍部の権限縮小＞

EU法への調和／改正点	改正の内容
加盟のためのパートナーシップ (2001年3月)	「国家安全保障会議の憲法上の役割を、EU加盟国での運用に従い、諮問議会として再編する」ことを明記
憲法改正(2001年10月)	(a) 憲法118条の規定で、これまで国家安全保障会議において文民と武官が同数だった構成が、文民多数に変更、(b) 移行条項15条でこれまで司法対象の例外とされてきた軍事政権期の立法を司法対象とする
第7次「EU調和法」パッケージ (2003年7月)	(a) 国家安全保障会議の権限を縮小し、開催期間をこれまでの毎月1回から2カ月に1回とする、(b) 国家安全保障大綱は国家安全保障会議の参謀総長に加え、大統領・首相・首相補佐・外務大臣・内務大臣・国防大臣・法務大臣に陸軍・海軍・空軍・国内治安維持軍の各司令官が参加して作成される、(c) 国家安全保障会議の事務局の決定事項を追跡できる、また、事務局長が武官でなくてはならないという規定を廃止する、(d) 会計監査院が軍事支出を非公開で検査することが可能となる
憲法改正(2004年5月)	(a) 憲法131条の、統合参謀本部の高等教育委員会の委員候補擁立権限を廃止する、(b) 国軍の予算を会計監査の対象とする
第8次「EU調和法」パッケージ (2004年7月)	(a) 高等教育委員会への統合参謀総長による1名の指名枠を廃止する、(b) ラジオ・テレビ高等委員会への国家安全保障会議事務局による候補提示権廃止、(c) 通信高等委員会委員から国家安全保障会議事務局を除外する、(d) 有害出版物規制委員会への国家安全保障会議による1名の指名枠廃止
第9次「EU調和法」パッケージ (2006年4月)	移行条項の軍事裁判所設立と司法手続きに関して、平時において軍事裁判所の権限を廃止し、文民裁判所に委ねる。ただし、集団的な軍事事件が発生した場合を除く
憲法改正案 (2010年9月)	(a) 第125条(高等軍事評議会の決定を控訴することができる)、(b) 第145条(民間法廷は軍人を裁くことができる、一方で軍事裁判所は戦争期間以外、市民を裁くことはできない)、(c) 第148条(市民は個人的に憲法裁判所や最高裁判所に申請する権利を持つ。また、権力を乱用した場合は統合参謀総長、司令官、国会議長も裁判の対象となる)、(d) 第156条(軍事最高控訴裁判所の組織と機能を再編)、(e) 第157条(軍事最高行政裁判所の機能を法廷の自由に基づいたものにする)、(f) 移行条項第15条(1980年クーデターの実行者たちの控訴を禁止する規則の撤廃)

(間寧「加盟交渉過程のトルコ政治への影響」八谷まち子編『EU拡大のフロンティア：トルコとの対話』信山社、2007年、145-172頁；http://www.abgs.gov.tr/files/BasinMusavirlik/haberler/constituional_amendments.pdf (2012年8月15日閲覧)を参照し、筆者作成)

表6のように、国家安全保障会議の権限縮小、これまで軍部が主導していた安全保障大綱の作成に文民も参加する、高等軍事評議会の決定を控訴することができる、民間法廷でも軍人を裁くことができる、などの改革は軍部の本質的な影響力を削ぐものであった。

(7) 弱者救済

弱者救済の姿勢はエルバカンのイスラーム政党でもしばしばみられたが、エルドアン首相は1994年から97年までイスタンブール市長として市政を担った経験があり、より市民の要求を受け入れる素養があったといわれている。弱者救済の例としてしばしば指摘されるのが、総合住宅管理庁(TOKİ)による一連の住居改革である。トルコにはゲジェコンドゥと呼ばれる掘っ立て小屋に貧しい市民が暮らしていたが、公正発展党はこうした掘っ立て小屋を撤去して新しいマンションを建設し、貧しい市民に安価な値段で提供した。

こうした一連の正当性調達過程により、公正発展党は国内で高い支持率を得るとともに、中東諸国の政治指導者からモデルとみなされるようになった。

4. 「トルコ・モデル」の限界

公正発展党の正当性調達過程に注目し、これを適用しようとしたのがチュニジアのナフダ党、エジプトのムスリム同胞団系の自由公正党、ワサト党といったイスラーム主義政党であった。しかし、公正発展党とこれらのイスラーム政党は根本的にイスラームの捉え方が異なる。なぜなら、トルコは世俗主義が大原則であり、公正発展党もあくまで世俗主義の枠内で正当性を確立している。一方で、ナフダ党、自由公正党、ワサト党は「イスラーム法の諸原則に依拠しつつ全国民の市民権を保障する国家」を目指している²⁰。このイスラームの捉え方をめぐる差異が顕在化したのが、2011年9月12日から15日にかけてのエルドアン首相のリビア、チュニジア、エジプト訪問であった。エルドアン首相はカイロで講演を行った際に世俗主義に言及し、「世俗主義を反イスラームとする考え方は間違っている。私は、世俗主義を政教分離（聖職者が管理していた国家の管理・運営権を非聖職者が管理すること）というよりも、国家が国民の信教の自由を尊重し、それによって差別を行わないこと、と理解している。我々は世俗主義を前提とした体制の中で自由と民主主義を享受してきた」と主張した²¹。この演説を受け、エジプトのイスラーム主義者は公正発展党に失望したといわれている。エルドアン首相は同様の発言をチュニジアでも行った。

また、内政を考慮し、親イスラーム政党という曖昧な立場をとっていることも公正発展党がモデルとして疑問視される部分である。小杉泰はイスラーム政党の条件の一つに「明確な世俗主義への対抗関係」²²をあげているが、上述したように公正発展党は世俗主義を

認めており、この条件は当てはまらない。

そもそも、トルコとエジプト、チュニジアでは民主化の状況が異なる。エジプトとチュニジアが民主化の「移行期」にあるのに対し、トルコは民主化の「定着期」にある。トルコの民主化の「移行期」は、ムスタファ・ケマルやイスマット・イノニ（İsmat İnönü）といった軍人あがりの指導者に率いられた、共和人民党による「上からの民主化」の時代であった。このように、結局のところ公正発展党の正当性調達過程が他国の民主化の「移行期」にどれだけ参考になるかは疑問である。さらに、トルコは民主主義といえるのか、という根本的な問題がある。フリーダム・ハウスの指標において、トルコは依然として「部分的な自由」に留まっており、ポリシー・フォーにおいても民主主義（6～9）における指標で7にすぎない²³。EU進捗状況レポートでも毎年、ジャーナリストに対する報道の自由が制限されていることが問題視されている。

5. 「ダーヴトオール・ドクトリン」の特徴

公正発展党の外交政策の基軸である「ダーヴトオール・ドクトリン」の全体像は別稿に譲り、ここでは「アラブの春」以後の行動指針について概観する²⁴。まず、2012年に、ダーヴトオール外相は4つの外交方針を提示した²⁵。それらは、(i) 価値を基盤とした外交、(ii) 賢い国家の実現、(iii) 他国から自立した外交、(iv) 危機管理と見通し管理のバランス、であった。(i)の価値を基盤とした外交は、トルコは国益を追求するだけでなく、グローバルアクターの責任として、国際社会の普遍的な価値のために予防外交、仲介、紛争解決、開発援助といった機能を果たすべきであり、地域において自由と民主主義を追求する、というものであった。(ii)の賢い国家は、「世界におけるグローバルな問題に耳を傾け、前もって準備し対策を立て、代替案を提示することができる国家、世界の周辺地域においてより多くの危機が起こる前にその危機を察知することができ、仲介外交によってその問題の解決をもたらすことができる国家」と定義された²⁶。(iii)の他国から自立した外交とは、トルコの社会とエリートの間蔓延している劣等感を取り払い、自分たちの国益を優先した外交を展開することであった。(iv)の危機管理と見通しの管理のバランスとは、地域の危機管理政策で積極的な役割を果たし、長期的には民主主義と経済的相互依存をもたらし、グローバルなレベルで秩序に貢献することを目指すものであった。

また、ダーヴトオール外相は、外相に就任した2009年から年末、または年始に「大使会合」を開催しており、そこでトルコ外交における重要な概念を提示してきた²⁷。2013年1月2日から7日にかけて開かれた第5回大使会合でダーヴトオール外相が提示したのが「人道外交（İnsani Diplomasi）」であった。「人道外交」とは「現実主義と理想主義、ハー

ドパワーとソフトパワーの両方を調和し、人間に焦点を当てて行う外交、良心とパワーの両方が必要な外交」と定義される。ダーヴトオール外相によると、「人道外交」には3つの側面がある²⁸。第1の側面は、自国民の悩みを解消し、生活を容易にすることであり、外交の側面ではヴィザ・フリー政策を進展させることがあげられる²⁹。第2の側面は、危機に直面している地域に住む人々への援助であり、例としてトルコのソマリア、シリア、アフガニスタンの人々に対する諸政策があげられる。第3の側面は、国連システムにおける人道支援であり、そこにおけるトルコの貢献があげられる。ダーヴトオール外相は、「人道外交」の重要なアクターとして、TİKA、トルコ赤新月社、トルコ災害・緊急時対応庁(AFAD)、TOKİ、トルコ航空をあげた。

「ダーヴトオール・ドクトリン」の目的は秩序の安定化である。2004年から2010年までは特に地域における秩序の安定化に焦点を当ててきたが、2010年以降は上述した4つの行動指針からもわかるように、次第に地域秩序よりも国際秩序における貢献を重視する傾向にある。また、「人道外交」に見られるように、各国の民衆の民意を尊重し、人間の安全保障に貢献しようとする姿勢も見られる。トルコが秩序を安定させるために取っている手段がソフトパワーを重視した威信政策である。威信政策とは、モーゲンソーが定義したように「ある国家が現実にもっている力を、またもっていると信じている力、ないしはもっていると他国に信じさせたい力を、他国に印象づける」政策である³⁰。モーゲンソーは威信政策の手段として外交儀礼と軍事力の誇示を挙げているが、その後、ソフトパワーも重要な手段となった³¹。トルコは近隣諸国とのゼロプロブレム外交、価値外交、仲介、紛争予防を提唱、実行することで中東、中央アジア、コーカサス、バルカン半島において影響力を高めた。また、公正発展党はより実利的な援助政策と貿易の拡大にも積極的であった。例えば、2009年において、TİKAはパレスチナ、レバノン、イラクを中心に中東・アフリカ地域に対して援助額全体の24.68%を支出している³²。援助政策の内訳は社会インフラとサービス業に78.41%、製造業に19.27%となっている。イラクとパレスチナの活動内容を見ると、イラクに対しては戦争で被害を受けた人々への衣料品、非常食、テントの支給が主な活動であり、パレスチナでは、警察に対する訓練と灌漑事業に力が入れている。貿易の拡大に関しては、トルコ企業家実業家連盟(TUSKON)、トルコ商工会議所連合(TOBB)、対外経済関係理事会(DEİK)といった経済団体が活発に政府と連帯しながら中東地域に積極的に進出した。また、トルコは2010年12月3日にトルコ、シリア、レバノン、ヨルダンの4カ国によって経済強化と文化の統合を目指す「レバント・カルテット(Levant Quartet)」の設立に主導的な役割を果たした³³。

6. 「ダーヴトオール・ドクトリン」の行き詰まり

「アラブの春」は、「ダーヴトオール・ドクトリン」を行き詰まらせた。その要因として、第1に、「アラブの春」以前、公正発展党は基本的に権威主義体制の指導者たちを支持し、友好関係を築いていた点である。トルコは「アラブの春」が起きて以降、民衆支持を強く打ち出しているが、日和見主義的な対応との批判を免れえない。リビアへの対応において、トルコは西洋諸国とアラブ諸国における市民の間に立たされ、消極的な武力行使への参加という道を選んだ。

第2に、シリアへの対応でアサド政権との関係を断絶し、反体制派を支持したトルコだが、反体制派も国際的な正当性という点では疑問が残る。特に問題なのは、自由シリア軍とアル・カーイダ系テロリストとの関係である。2012年7月19日にはニューヨークタイムズ紙で「先週、自由シリア軍の手に落ちたイドリブ県のバーク・アル＝ハワはすぐにジハーディストたちの集合場所となった」と報道され、一週間後の7月26日にはロシアのセルゲイ・ラヴロフ外相もトルコとシリアの国境がアル・カーイダのテロリストの支配下にあると言及した³⁴。同年8月23日にトルコとアメリカの代表団がシリア問題に関して協議を行った際にも、アル・カーイダのテロリストに対する対策が議題の1つとなった³⁵。

第3に、トルコがシリア問題で武力行使を行う可能性があるという点である³⁶。「ダーヴトオール・ドクトリン」は「ゼロプロブレム外交」に代表されるように、周辺諸国とは平和善隣外交を展開するよう心掛けてきた。公正発展党政権下のトルコは、周辺諸国との関係を良好にするよう努める国家というイメージを内外に示してきた。しかし、シリア問題はトルコの威信政策とイメージを大きく揺るがすことになった。2012年6月22日に起きたシリア軍によるトルコ軍のF4戦闘機撃墜事件と、同年10月3日に起きたシャンルウルファ県アクチャカレ (Akçakale) でシリア軍の砲撃によりトルコ人5名が死亡した事件は、トルコとシリアの武力衝突の可能性を著しく高めた。両事件に際して、トルコは「NATO憲章」第4条に基づき NATO 緊急理事会の開催を要請した³⁷。また、アクチャカレへの砲撃を受け、トルコ大国民議会においてシリアへのトルコ軍派兵を許可する案が賛成320名、反対120名で承認された。ただし、NATO 緊急理事会はシリアに警告を発するに留まり、大国民議会での決定も、エルドアン首相が「この決定は即時の軍事行動を意味するものではない」ことを繰り返し強調した。また、2012年9月にトルコのメトロポール社が行った世論調査では、トルコのシリアに対する攻撃に関しては国民の76%が反対（賛成は17%）、NATOの1国として攻撃に参加することにも58%が反対（賛成は31%）という結果が出ており、トルコ国民はシリアとの武力衝突に否定的な態度を示している³⁸。

その一方で2012年11月20日にトルコは正式に NATO に対してパトリオット・ミサイ

ルの要請を行い、12月4日にNATOはトルコへのパトリオット・ミサイル配備を発表した³⁹。パトリオット・ミサイルはNATO加盟国の中でもアメリカ、オランダ、ドイツの3カ国が所有しており、アメリカ軍のミサイルはガジアンテプ県、オランダ軍のミサイルはアダナ県、ドイツ軍のミサイルはカフラマンマラシュ県に設置されることが決定した⁴⁰。パトリオット・ミサイルはあくまで防衛のための施設であり、ラスムセン NATO 事務総長もパトリオット・ミサイルの設置の目的はあくまで防衛であり、「飛行禁止区域」の設置またはその他の攻撃作戦には関与しないことに言及している⁴¹。しかし、トルコへのパトリオット・ミサイル配備はトルコとシリア、さらにイランを含めた中東の北層地域の緊張感を高めている。現在、ダーヴトオール外相の外交政策は「ゼロ・ゼロプロブレム外交」と揶揄されるように、ソフトパワーに基づく威信政策は機能不全に陥っている。また、シリアとの関係悪化により、「レバント・カルテット」の構想も頓挫している。

7. トルコが描くシリア危機の今後のシナリオ

今後のシリア危機のシナリオは (i) アサド政権の権力維持、(ii) アサド政権の崩壊、(iii) 内戦が長期化し、膠着状態に陥る、のどれかであろう。ただし、アサド政権が権力を維持する場合、(i-1) アサド政権が武力で反体制派を駆逐する、(ii-2) アサド大統領が権力をファールク・シャラ副大統領に移譲する、ことが考えられる。アサド政権が崩壊した場合、(ii-1) ムスリム同胞団などシリア人の反体制派が権力を掌握、(ii-2) ヌスラ戦線など、アル・カーイダ系のテロリストが権力を掌握、(ii-3) 国際社会が介入し、シリア反体制派を支援する形で権力を掌握、することが考えられる。(iii) の内戦の膠着状態にしても、(iii-1) 現在のようにアサド政権が権力を維持したまま、内戦が長期化する、(iii-2) アサド政権の権力掌握範囲が縮小して地域軍閥化し、反体制派、クルド人など、各地にいくつかの地域政府が乱立する、ことが想定される。

トルコ政府がシリア危機の終結において目指しているのは、(a) シリアがトルコの安全保障の脅威とならないこと、(b) 現在 15 万人に達している難民の早期帰還、(c) 内戦が早期に終わり、これ以上シリア国民の血が流されないこと（特にトルコが内戦の終結に何らかの役割を果たし、中東地域の民衆にトルコが地域秩序の安定化に貢献していることをアピールする）、(d) アサド政権が退陣または崩壊した際に、新しいシリア政府に一定の影響力を行使できるようにすること、(e) シリア国家が現在の領土を維持されること、クルド人地域政府の設立を防ぐこと、が考えられる。よって、トルコ政府が最も望む結末は (i-2) のシャラ大統領への権力移譲だろう。また、(ii-1) のシリア人の反体制派による権力掌握もトルコにとっては歓迎すべき結末である。ただし、反体制派の権力掌握は内戦が

終結するまでにより多くの血が流される可能性が高い。逆に、トルコが最も望まない結末は、(i-1)のアサド政権が武力によって権力を維持する、(ii-2)テロリストによる権力掌握、(iii-2)いくつかの地域政府が乱立する場合である。特にトルコは現在のシリア国家の領土が維持されない場合、またはPYDを中心としたクルド人地域政府が設立した場合にはシリアへの介入も辞さないとしている⁴²。トルコは北イラク地域政府を支持しているが、シリアにおいてもクルド地域政府が誕生し、トルコのPKKを刺激したり、トルコのクルド人に独立の機運が高まったりすることは望んでいない。また、トルコは隣国に急進的なイスラーム国家が樹立されることももちろん望んでいないだろう。

シリア危機を終結させるために、トルコが交渉すべき国家がアサド政権と交渉チャンネルを持つイランとロシアである。特にイランとトルコが最近、シリア危機の解決に向けて協議を重ねている。トルコとイランは近年、安全保障においては2011年9月にトルコのマラトゥア県キュレジックに設置されたNATOの早期警報システム、さらにパトリオット・ミサイルの配備をめぐる対立しているが、一方でトルコのイランに対する天然ガスの依存度は非常に高い⁴³。トルコ政府はイランと交渉を行うことのできる数少ない国家であることを自認しており、シリア危機の解決に関してもイランを取り込む形での解決を目指している。トルコとイランは2012年8月のイスラーム諸国会議(OIC)の緊急サミットにおいて提唱された「シリア・コンタクト・グループ」にエジプトとサウジアラビア(その後脱退)と共に参加している。2012年10月に行われた第12回経済協力機構(ECO)首脳会議においてもエルドアン首相とマフムート・アフマディネジャド大統領が会談し、そこでエルドアン首相は、サウジアラビアを再度シリア危機解決の席に着かせることを試み、「トルコ、イラン、エジプトによるグループ(コンタクト・グループ)もしくはトルコ、イラン、ロシアというグループと、トルコ、サウジアラビア、エジプトというグループという別々のグループに分かれてそれぞれ問題解決のための案を提示する。その後、それらの案が実現可能かを検討する。現在、シリア問題に影響を与えることのできる国家はここにあげた諸国家である」という提案を行った⁴⁴。その後、アフマディネジャド大統領が12月中旬にトルコを訪問する予定をパトリオット・ミサイルの配備に抗議するかたちでキャンセルし、シリア危機解決に向けた交渉に水を差すのではないかと危惧されたが、2013年2月6日の第12回OICサミットにおいてギュル大統領、ムルシー大統領、アフマディネジャド大統領がシリア問題について協議し、可能な限り早期に内戦を終わらせるために3カ国の外相が解決のための枠組みを共同で作成することを決定した⁴⁵。

トルコはロシアとも協議を重ねており、2012年12月3日にはプーチン大統領がトルコを訪問し、エルドアンと会談し、両国がシリアの内戦を終わらせるという共通の目標があ

ることを確認した。トルコは西洋諸国、サウジアラビアやカタールなど反体制派を支援する国々、そしてアサド政権と交渉が可能なイランとロシアという、異なった勢力と協議し、トルコが望む形でのシリア危機の終結を模索している。

おわりに

本稿は、トルコのチュニジア、エジプト、リビア、シリアに対する対応を概観したうえで、トルコを改革のモデルとする「トルコ・モデル」と、ダーヴトオール外相が主導する公正発展党の外交政策、いわゆる「ダーヴトオール・ドクトリン」の変容について検証してきた。しかし、本稿で検証したように、公正発展党モデルは、世俗主義を前提としている点、親イスラーム政党という曖昧性、エジプトとチュニジアが民主化の「移行期」にあるのに対し、トルコは民主化の「定着期」にある点、トルコは民主主義国と定義できるかという点、などから当初期待したよりも「アラブの春」が波及した国々に浸透しなかった。さらに2012年11月にカイロ大学での講演を行ったエルドアン首相は、「エジプトは優れた文明の持ち主で、トルコはエジプトのモデルとなる必要はない」と述べ、トルコが「アラブの春」においてモデルになるという言説を自ら否定した⁴⁶。とはいえ、「トルコ・モデル」は大衆政党化、宗教的な規範を保守的な価値観に置き換える、ある程度为国家規制を伴う新自由主義経済への対応、旧体制で周辺に追いやられていた周辺層の取り込み、外圧を利用した軍部の押さえ込み、弱者救済といった点では各国に示唆を与えることができるだろう。

「トルコ・モデル」とともに、その有効性が低下しつつあるのが「ダーヴトオール・ドクトリン」である。特に国益を重視し、ハードパワーの使用も視野に入れたシリアに対する対応は、それまでのソフトパワーに基づく威信政策とは異なるアプローチである。「人道外交」を掲げ、国際秩序の安定化に貢献しようとする一方で、地域秩序の安定化に関しては具体的な政策が展開できない状況となっている。「ゼロ・ゼロプロブレム」と言われる状況を打破するためには、国際秩序に配慮しつつ、説得や仲介、経済援助などを駆使して関係がこじれている中東地域のアクター、具体的にはイスラエル、イラク中央政府、イランと粘り強く交渉していくことが重要である。シリア問題に関しては、アサド政権との交渉はもはや不可能なので、トルコはアサド政権と交渉チャンネルを持つイランやロシアと協議を重ね、アサド政権を支援している国々と反体制派を支援している国々の橋渡しを模索すべきではないだろうか。それにより、トルコは地域秩序に貢献する国家というイメージを再び各国に印象づけることになり、それが地域において影響力を行使する源泉となりえる。「ダーヴトオール・ドクトリン」の秩序安定化を模索する政策が今後どのように展開さ

れていくか、そしてその政策が中東地域にどのようなインパクトを与えるかを注意深く考察していく必要があるだろう。

一注一

- 1 “Tunuslu lider Gannuşi Zaman'a konuştu”, *Zaman* 23 Şubat, 2011 <http://www.zaman.com.tr/newsDetail_getNewsById.action?haberno=1097480&title=biz-de-muhafaz%C3%A2kar-demokratiz-modelimiz-turkiyenin-demokrasisi>, accessed on October 12, 2012.
- 2 “Obama Erdoğan'ı aradı”, *Hürriyet* 30 Ocak, 2011 <<http://hurarsiv.hurriyet.com.tr/goster/haber.aspx?id=16891245&tarih=2011-01-30>>, accessed on October 12, 2012; “Başbakan'dan Mübarek'e ilk resmi mesaj”, *Hürriyet*, 1 Şubat, 2011 <<http://www.hurriyet.com.tr/gundem/16905749.asp?gid=373>>, accessed on October 12, 2012.
- 3 “PM Erdoğan says Turkey cannot be indifferent to events in Syria”, *Today's Zaman*, 29 March, 2011 <http://www.todayzaman.com/newsDetail_getNewsById.action?jsessionid=B00D022AE5DEA40D607F6E5C1603FC67?load=detay&newsId=239470>, accessed on August 12, 2012. それから1週間後の4月6日には、ダークトオール外相がダマスカスを訪れ、アサド大統領とワーリド・ムアリム外相、シリアに亡命していたハマース幹部のハリッド・メシャルと会談した。
- 4 “6.5 Saatlik Görüşmede Bol Sitem”, *Radikal*, 10 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&ArticleID=1059464&CategoryID=81>>, accessed on August 12, 2012.
- 5 “Erdoğan Esad'a Sert Mesaj”, *Radikal*, 24 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&ArticleID=1061100&CategoryID=77>>, accessed on August 12, 2012; “Esad Reformlarda Yavaş, Operasyonlarda hızlı davrandı”, *Radikal*, 26 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&CategoryID=81&ArticleID=1061509>>, accessed on August 12, 2012; “Suriye'ye Güvenimiz Kayboldu”, *Radikal*, 28 Ağustos, 2011 <<http://www.radikal.com.tr/Radikal.aspx?aType=RadikalDetayV3&CategoryID=78&ArticleID=1061622>>, accessed on August 12, 2012.
- 6 イラン、サウジアラビア、トルコのモデルを比較したものとして、Burhanettin Duran and Nuh Yılmaz, “Ortadoğu'da Modellerin Rekabeti: Arap Baharı'ndan Sonra Yeni Güç Dengeleri”, in Burhanettin Duran, Kemal İnat, and Ali Resul Usul eds., *Türk Dış Politikası Yılığ* (Ankara: SETA Yayınları, 2012) を参照されたい。
- 7 サミュエル・ハンチントン『第三の波：20世紀後半の民主化』坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳(三嶺書房、1995年)、98頁。
- 8 トルコの「上からの民主化」に関しては、間寧「トルコ：『上からの民主化』の特徴」岸川毅・岩崎正洋編『アクセス地域研究Ⅰ：民主化の多様な姿』(日本経済評論社、2004年)、117-131頁を参照されたい。
- 9 ポスト冷戦期におけるトルコの中央アジア外交に関しては、今井宏平「ポスト冷戦期におけるトルコのユーラシア外交—安全保障共同体モデルを枠組みとして—」『中央大学政策文化総合研究所年報』第15号(2012年7月)、55-80頁を参照されたい。
- 10 トルコはイタリア、イエメンと共に2004年の12月にラバトで開催された拡大中東・北アフリカ・イニシアティブの第1回会議で設立された民主主義支援対話における主導国となり、女性の地位向上、政党と選挙プロセスの強化に努めた。民主主義支援対話の目的は、(i) 中東地域において、各国の状況などを考慮したうえで、民主主義を確立するための情報を調整、共有し、民主的プログラムを通じて教訓を得る、(ii) 既存の民主的プログラムの強化と新たなプログラムの立ち上げ、(iii) 中東諸国の共同活動を発展させるために機会を提供、(iv) 民主的制度、民主的過程、能力構築の促進と強化、(v) 中東地域の民主化に関して、市民社会などの民間組織との連帯、という5点であった。“Broader Middle East and North Africa Initiative: Democracy Assistance Dialogue” <http://www.g8.utoronto.ca/evaluations/2004seaisland_interim/02_2004_seaisland_interim.pdf>, accessed on July 23, 2012.
- 11 Olivier Roy, “The Transformation of the Arab World”, *Journal of Democracy*, Vol.23, No.3 (July 2012), p.13.
- 12 エルバカンの諸政党に関しては、例えば澤江史子『現代トルコの民主政治とイスラーム』(ナカニシヤ出版、2005年)を参照されたい。
- 13 福祉党は1994年の3月に行われた地方選挙で19.7%の得票率、さらに95年の総選挙では21.4%の得票率を獲得した。一方で、この福祉党の大衆迎合化は、イスラームによる統治を目指していたナクシュベンディー教団やヌルジュといった、伝統的なエルバカンの支持者であった新スーフィー主義者たちの福祉党離れをもたらした。
- 14 Metin Heper, “A Democratic-Conservative Government by Pious People: The Justice and Development Party in Turkey” in Ibrahim M. Abu-Rabi ed., *The Blackwell Companion to Contemporary Islamic Thought* (Oxford: Blackwell Publishing, 2006), p.351.
- 15 Yalçın Akdoğan, “The Meaning of Conservative Democratic Political Identity” in Hakan Yavuz ed., *The*

- Emergence of A New Turkey: Democracy and the AK Parti* (Salt Lake City: University of Utah Press, 2006), pp.53-55.
- 16 Fuat Keyman and Ziya Öniş, *Turkish Politics in a Changing World-Global Dynamics and Domestic Transformations* (İstanbul: İstanbul Bilgi University Press, 2007), p.140.
- 17 Ibid, pp.143-144.
- 18 Ziya Öniş, “The Triumph of Conservative Globalism: The Political Economy of the AKP Era”, *Turkish Studies*, Vol.13, No.2 (June 2012), p.141.
- 19 内藤正典「中東政治変動とトルコ」『海外事情』第60巻9号(2012年9月)、2-15頁; 間寧「トルコ: 『周辺』の多元化と政党制への反映」間寧編『西・中央アジアにおける亀裂構造と政治体制』(アジア経済研究所、2006年)、35-94頁。市民社会運動との連帯に関しては、特に現在トルコで大きな影響力を有するギュレン教団と公正発展党との良好な関係はしばしば指摘されることである。ギュレン教団と公正発展党の関係に関しては、例えば新井政美編著『イスラムと近代化—共和国トルコの苦闘—』講談社選書メチエ(講談社、2013年)、214-236頁を参照されたい。
- 20 ナフダ党に関しては Torelli Stefano Maria, “The AKP Model and Tunisia’s al-Nahda: from Convergence to Competition”, BRISMES Annual Conference, 26-28 March 2012 <<http://brismes2012.files.wordpress.com/2012/02/stefano-torelli-the-akp-model-and-tunisia-al-nahda-from-convergence-to-competition.pdf>>, accessed on October 5, 2012; ワサト党に関しては横田貴之『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』(ナカニシヤ出版、2006年)、自由公正党については横田貴之「イスラーム主義運動は何を目指しているのか—エジプト・ムスリム同胞団を中心に—」『海外事情』第60巻3号(2012年3月)、31-44頁を参照されたい。
- 21 Murat Yetkin, “Neo-laicism by Erdoğan”, *Hürriyet Daily News*, 16 September, 2011 <<http://www.hurriyetdailynews.com/default.aspx?pageid=438&n=neo-laicism-by-erdogan-2011-09-16>>, accessed on February 5, 2013.
- 22 小杉泰「イスラーム政党をめぐる研究視座と方法論的課題—比較政治学と地域研究の交差する地点で—」『アジア・アフリカ地域研究』第1号(2001年3月)、242頁。
- 23 “Turkey” <<http://www.freedomhouse.org/country/turkey>>, accessed on October 23, 2012; “Authority Trends 1946-2010: Turkey” <<http://www.systemicpeace.org/polity/tur2.htm>>, accessed on October 23, 2012.
- 24 「ダーヴトオール・ドクトリン」の全体像に関しては、今井宏平「『ダーヴトオール・ドクトリン』の理論と実践—シリアとの関係を事例として—」『海外事情』第60巻9号(2012年9月)、16-31頁を参照されたい。
- 25 Ahmet Davutoğlu, “Principles of Turkish Foreign Policy and Regional Political Structuring”, Center for Strategic Research, *SAM Vision Papers* No.3(April 2012), pp.5-8.
- 26 “Üçüncü Büyükelçiler Konferansı Sonuç Bildirisi” <<http://www.mfa.gov.tr/ucuncu-buyukelciler-konferansi-sonuc-bildirisi.tr.mfa>>, accessed on July 25, 2012.
- 27 これまで、上記した「賢い国家」、「ヴィジョンに基づく外交」、「民主主義の価値観と国益の調和」という概念を提示してきた。
- 28 “Dışişleri Bakanı Sayın Ahmet Davutoğlu'nun V. Büyükelçiler Konferansında Yaptığı Konuşma, 2 Ocak 2013, Ankara”, <http://www.mfa.gov.tr/disisleri-bakani-sayin-ahmet-davutoglu_nun-v_-buyukelciler-konferansinda-yaptigi-konusma_-2-ocak-2013_-ankara.tr.mfa>, accessed on February 7, 2013.
- 29 トルコのヴィザ・フリー政策の現状に関しては、<<http://www.mfa.gov.tr/turk-vatandaslarinin-tabi-oldugu-vize-uygulamalari.tr.mfa>> を参照されたい。
- 30 H・J・モーゲンソー『国際政治』現代平和研究会訳(福村出版、1986年)、80頁。
- 31 K・J・ホルステイ『国際政治の理論』宮里政玄訳(勁草書房、1972年)、179頁。
- 32 TİKAは1992年1月に設立された援助機関で、設立当初は新たに独立した中央アジアや南コーカサスへの援助が主であった。設立当初は外務省の管轄下であったが、1999年5月から首相府の管轄下となり、公正発展党政権下で中央アジアや南コーカサスの国々だけではなく、中東、アフリカ、バルカン半島など多様な地域に援助を行うようになった。2009年度におけるTİKAの公式の開発援助は7億700万ドルであり、援助対象国の上位10カ国はアフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、パレスチナ、レバノン、グルジア、コソボ、ウクライナ、アゼルバイジャン、マケドニア、エチオピアとなっている。TİKA *Annual Report 2009* (Ankara: TİKA, 2010), p.15.
- 33 「レバント・カルテット」は14の分野(ロジスティック、企業活動、財政サービス、地域への投資、食品の安全保障、エネルギー安全保障、人的・物的なサービスの循環、観光、建設工事のための資金提供、水平的関係の活性化、制度の設立と発展、教育と研究発展、文化的変容と第三世界に対する協力)で75のプロジェクトを実施することが計画された。“Doğu Akdeniz Dörtlüsü Levant Projesi”, <http://www.deik.org.tr/423/DOĞU_AKDENİZ_DÖRTLÜSÜ_LEVANT_PROJESİ.html>, accessed on February 5.
- 34 “Al Qaeda Taking Deadly New Role in Syria’s Conflict”, *The New York Times*, 24 July, 2012 <<http://www.nytimes.com/2012/07/25/world/middleeast/al-qaeda-insinuating-its-way-into-syria-conflict.html?pagewanted=all&r=0>>, accessed on December 13, 2012; “Türkiye sınırı El Kaide'nin kontrolünde”, *ntvmsnbc*, 26 Temmuz <<http://www.ntvmsnbc.com/id/25369291/>>, accessed on December 13, 2012.
- 35 トルコ側の代表は外務副大臣で元駐シリア大使のハリト・チェヴィク、アメリカ側はエリザベス・

- ジョーンズ国務次官補であり、外交官、防衛と諜報機関の関係者が出席した。具体的には、緩衝地域の設置、人道支援、PKK とアル・カーイダへの対策、シリアの化学兵器、アサド退陣後のシリアの統治体制について話し合われた。協議の公式の文書は出されず、アメリカのヴィクトリア・ヌーランド国務省スポークスマンがコメントを発表するに留まった。“El Kaide ve PKK'ye karşı sınır planı”, *CNN Türk*, 23 Ağustos, 2012 <<http://www.cnnturk.com/2012/turkiye/08/23/el.kaide.ve.pkkye.karsi.sinir.plani/> 673904.0/index.html>, accessed on December 13, 2012; “US, Turkey in talks to shape post-Assad era”, *Hürriyet Daily News*, 24 August, 2012 <<http://admin.hurriyetdailynews.com/us-turkey-in-talks-to-shape-post-assad-era.aspx?pageID=238&nID=28484&NewsCatID=338>>, December 13, 2012.
- ³⁶ 最近のトルコとシリアの関係悪化に関しては、今井宏平「混迷するトルコの対シリア外交」『中東研究』第516号（2013年2月）、69-82頁を参照されたい。
- ³⁷ 「NATO憲章」第4条は「締約国は、いずれかの締約国の領土保全、政治的独立、または安全が脅かされるといづれかの締約国が認めたときはいつでも協議する」となっている。奥脇直也編『2009年版国際条約集』（有斐閣、2009年）、654頁。
- ³⁸ “Türkiye Siyasal Durum Araştırması - Eylül 2012” <<http://www.metropoll.com.tr/report/turkiye-siyasal-durum-arastirmasi-eylul-2012>>, accessed on December 10, 2012.
- ³⁹ “NATO agrees to augment Turkey’s air-defense capability” 4 December 2012 <http://www.nato.int/cps/en/nato/live/news_92861.htm>, accessed on December 10, 2012.
- ⁴⁰ “No: 2, 7 Ocak 2013, Ulusal Hava Savunmamızın Takviyesi Amacıyla Gönderilecek Patriot Bataryalarına İlişkin Teknik Hazırlıklar Hk.” <http://www.mfa.gov.tr/no_-2_-7-ocak-2013_-ulusal-hava-savunmamizin-takviyesi-amaciyla-gonderilecek-patriot-bataryalarina-iliskin-teknik-hazirliklar-hk.tr.mfa>, accessed on January 9, 2013.
- ⁴¹ “NATO agrees to augment Turkey’s air-defense capability”.
- ⁴² “Davutoğlu'ndan Suriye'ye müdahale için üç şart...”, *Dünya Bülteni*, 31 Temmuz, 2012 (<http://www.dunyabulteni.net/?aType=haber&ArticleID=220949>, 2012年12月11日閲覧)。
- ⁴³ そのため、トルコはイスラエルの対イラン攻撃に関して、断固として反対の立場を示している。
- ⁴⁴ “Erdoğan, Ahmadinejad seek to bridge widening gap over Syria”, *Today's Zaman*, (<http://www.todayszaman.com/news-295463-turkish-pm-irans-ahmadinejad-hold-surprise-syria-talks-in-baku.html>, 2013年2月9日閲覧)。
- ⁴⁵ “Turkey, Iran, Egypt working together on framework for Syria: Turkish President Gül”, *Hürriyet Daily News*, (<http://www.hurriyetdailynews.com/turkish-president-gul-urges-assad-to-go-as-rebels-warm-on-talks.aspx?pageID=238&nid=40708>, 2013年2月9日閲覧)。
- ⁴⁶ “Erdoğan: İsrail'den hesabı sorulacak”, *Hürriyet*, 18 Kasım, 2012 <<http://www.hurriyet.com.tr/planet/21951746.asp>>, accessed on February 7, 2013.